

運用指針

第2条①-イ

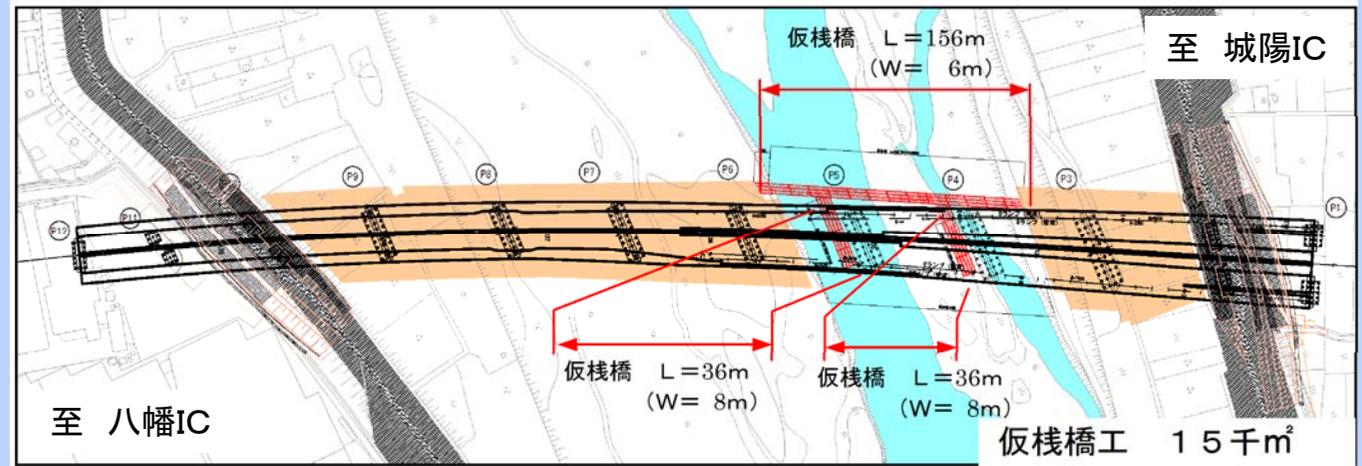
地権者、関係機関などへの提案及び協議

橋梁施工方法の変更（瀬替え）

（新名神高速道路 ジョウヨウ 城陽 I C ~ ヤワタ 八幡 I C）

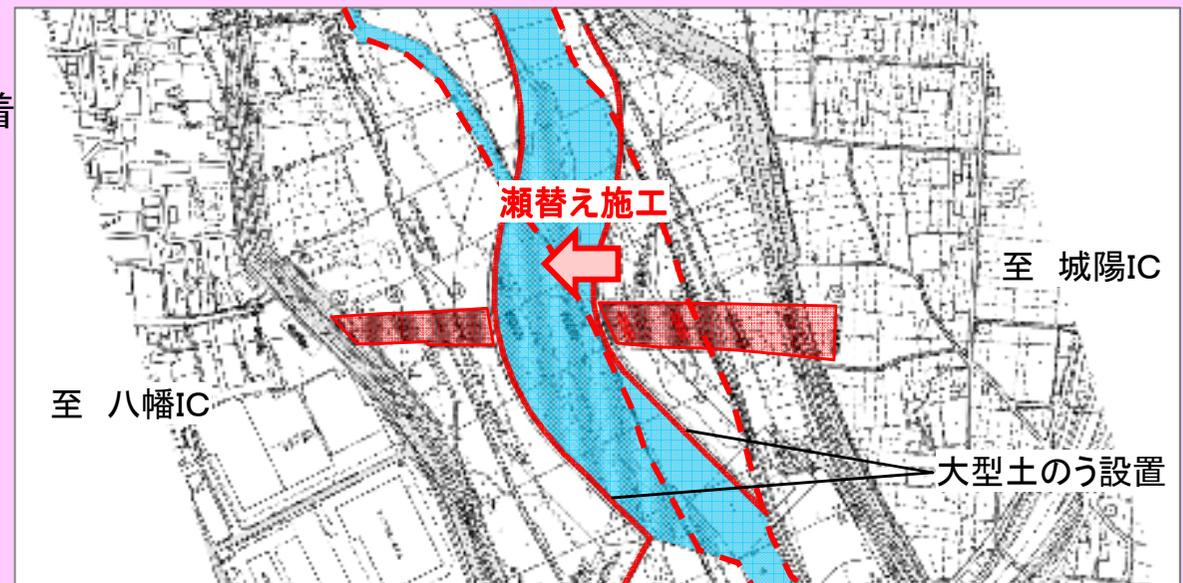
## 当初計画

- ・木津川橋は、一級河川木津川(川幅約600m)を横過する全長750mの橋梁
- ・河川内は、一般的な施工方法で地形の改変を極力伴わない**仮栈橋を設置し施工**する計画

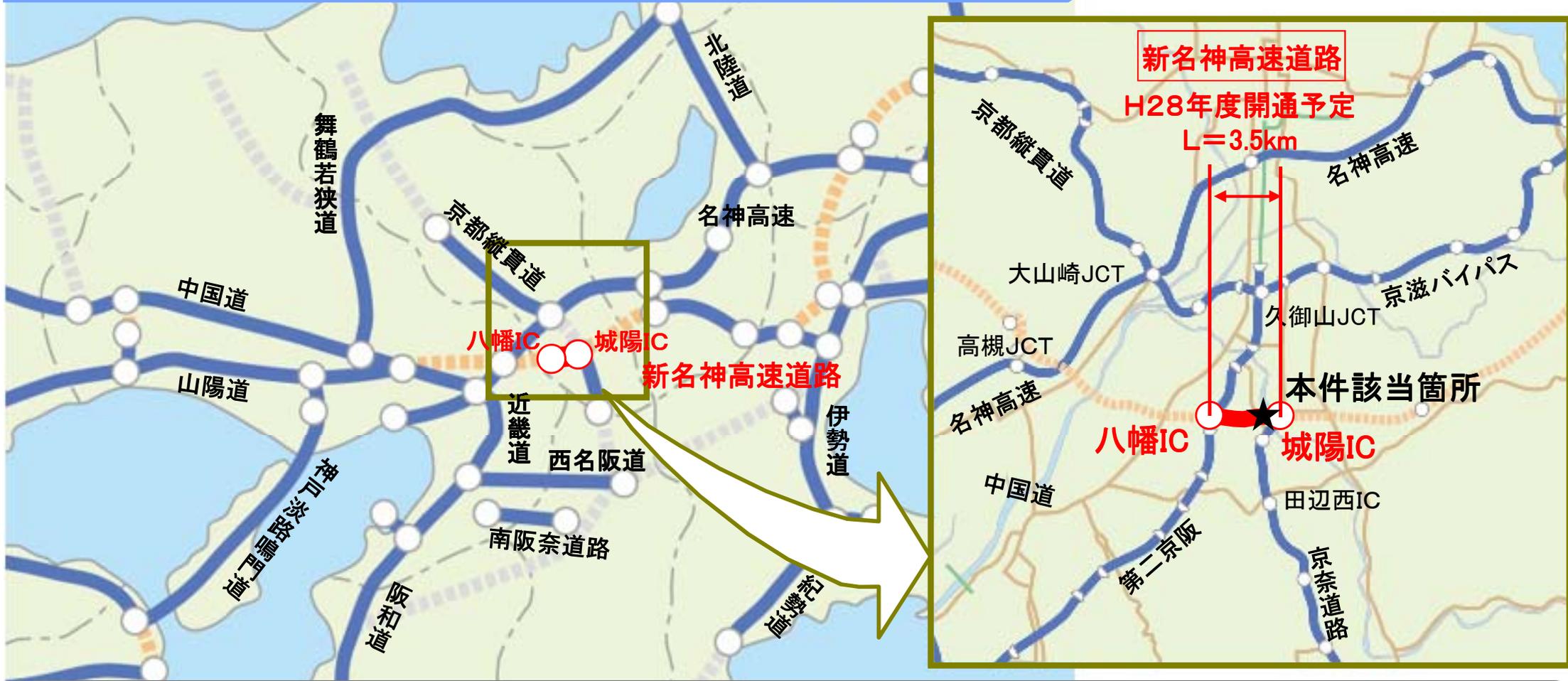


## 経営努力による変更

- ・堤防補強工事などで実績のある**瀬替え施工**について着目
- ・高水敷より橋脚を施工する計画を立案
- ・瀬替え施工中、施工後の洪水時等の影響及び自然環境への影響について検証
- ・関係機関と協議を実施し、了解を得る



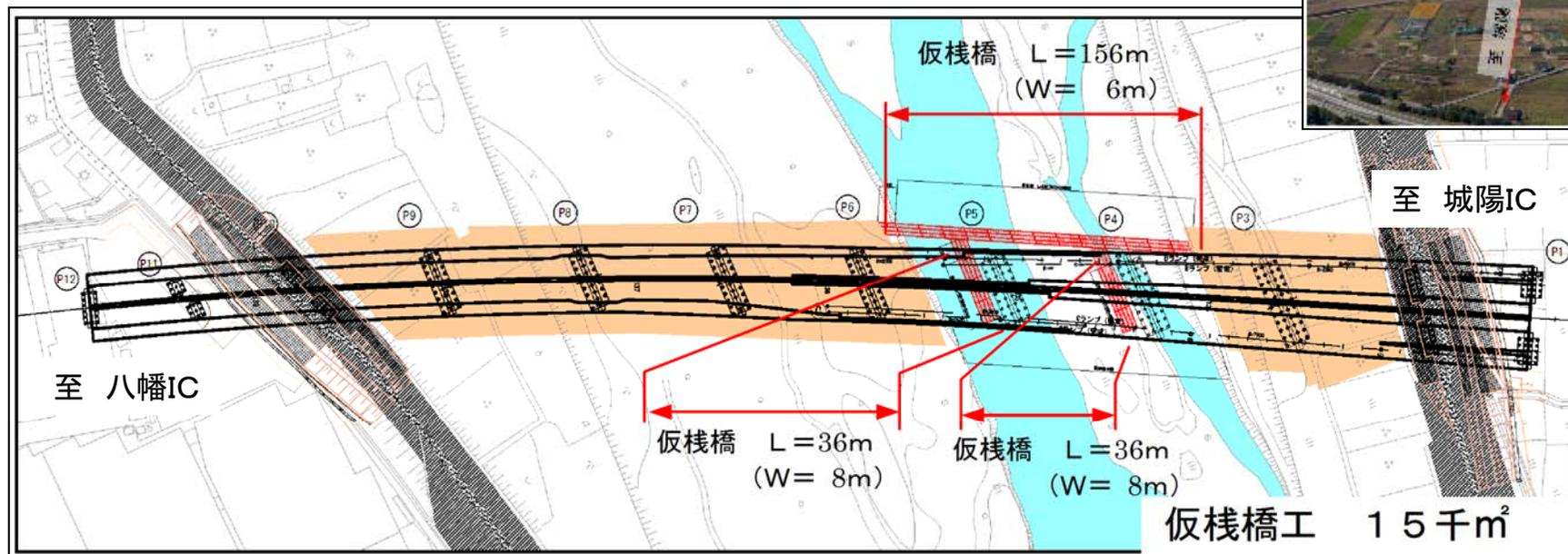
# 新名神高速道路 城陽IC～八幡ICの路線概要



- ・新名神高速道路は、愛知県名古屋市を起点とし兵庫県神戸市に至る延長約174kmの高速道路
- ・名神高速道路との適切な交通機能分担を確保することで、名神高速道路の混雑を解消し、利用者サービスの向上を図ることを目的としています。また、災害や事故になどの緊急時等に、代替機能を発揮して的確に交通処理を行うことを目指します。
- ・さらに、中国自動車道など周辺の高速度道路とともに、近畿圏と中部圏を結ぶネットワークを形成、強化し、「高速性」「定時制」「快適性」「安全性」などの機能を高め、沿道及び西日本の広域医療・観光・文化交流など地域の経済・住民生活への貢献します。
- ・新名神 亀山JCT～大津JCT間42kmについては、平成20年2月23日に供用を開始している。

## 木津川橋の当初計画

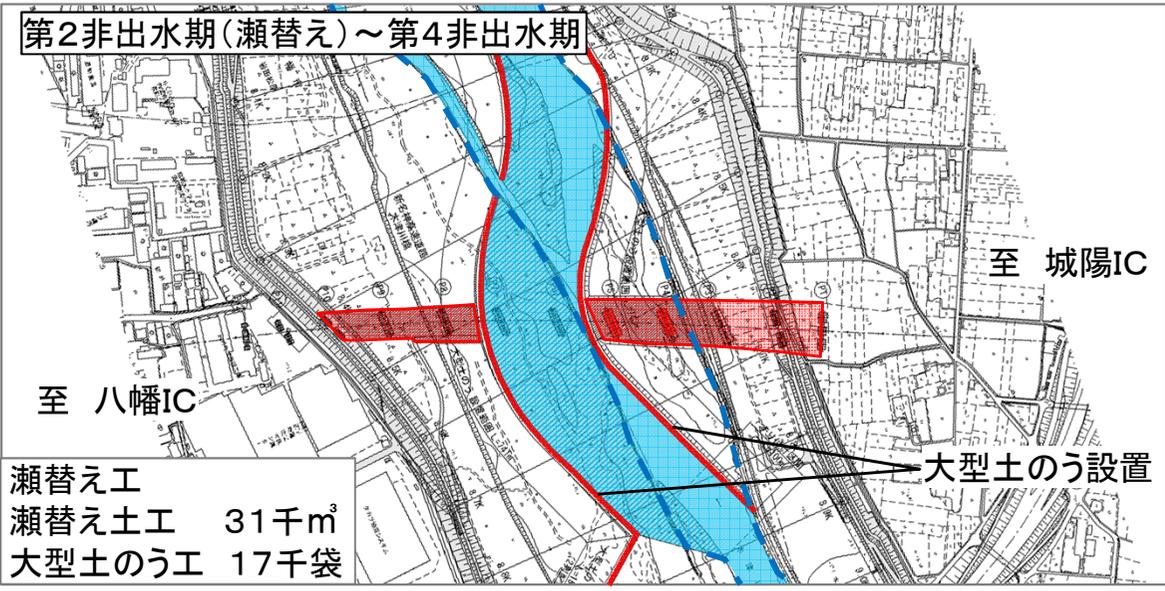
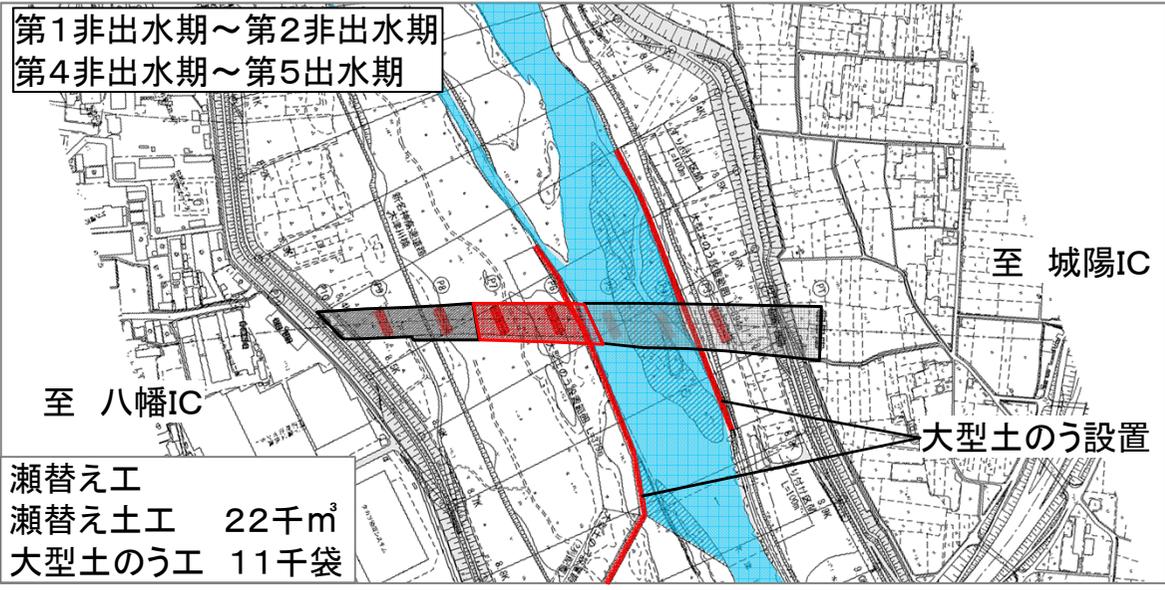
- ・木津川橋は、一級河川木津川(川幅約600m)を横過する全長750mの橋梁
- ・下部工及び上部工の施工にあたっては、**河川管理者(国交省河川事務所)から環境に配慮するように要望**を受ける
- ・河川区域内の施工は、一般的な施工方法で、**地形の改変を極力伴わず、河川の流況への影響が小さい仮栈橋により施工する計画**
- ・河川区域内の施工は、**5非出水期(10月～6月)で計画**



# 仮棧橋から瀬替え施工への変更の検討

- ・仮棧橋による施工は、非出水期間毎に設置、撤去する必要があり、高額となることから、堤防補強工事などで実績のある瀬替え施工に着目
- ・新たに水床部を掘削して河道を切替え、高水敷より橋脚を施工する計画を立案
- ・当該地域で瀬替え施工の実績はなく、施工方法について河川管理者と協議を実施
- ・河川管理者は淀川環境委員会の指導・助言を受けて、環境に配慮した計画・施工とするよう会社に指示

※淀川環境委員会  
 淀川河川事務所が管理する「河川環境」(水質)、景観、生体系等の整備と保全に対して、望ましい河川環境を創造するため、必要な指導・助言を行う目的で、平成9年8月21日に設置されたもの。



# 協議に対する取組み

## 河川管理者との協議を実施

- ・会社は、施工計画を検討し、**淀川環境委員会の中の本件に関する会議に参加し、説明(6回)**
- ・瀬替えによる施工計画にあたり、流路変更による砂州、たまりへの影響を**河床変動解析により検討し**、掘削した河床は完成後には現状に近い高さに復元され、また、下流への**土砂堆積の影響も小さい案**を作成
- ・**施工後**の自然環境回復の計画は、**貴重植物を播種する**などの案を作成
- ・河川管理者は淀川環境委員会の指導・助言も踏まえた上で、本件について了承



瀬替え施工状況

### 【協議経緯】

年月	経緯(協議・現場作業等)	協定・設計
平成13年5月～	河川管理者と事前協議(仮橋)	橋梁一般図作成
平成18年3月		協定締結(会社・機構)
平成20年6月	河川管理者との協議(仮橋)	
平成22年4月～	河川管理者との協議(瀬替えによる施工案を提示)	
平成22年7月～		環境調査実施
平成22年9月	河川管理者との協議(環境へ配慮した計画・施工とするように条件提示)	
平成22年10月～		橋梁基本詳細設計
平成22年11月～平成24年1月	淀川環境委員会において説明(6回)	
平成24年1月	河川管理者から瀬替え施工の了承を得る	

関係機関と協議し同意を得て、橋梁の仮設工法を仮栈橋から瀬替え工法に変更したことは、**会社の主体的な提案及び協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに適合

《申請された会社の経営努力》

関係機関と協議し、橋梁の仮設工法を変更したことにより施工費を縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案及び協議